

1.5. 鎮痒消炎薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 次の部位には使用しないこと

(1) 水痘 (水ぼうそう), みずむし・たむし等又は化膿している患部。

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

(2) 目の周囲, 粘膜等

[エアゾール剤の場合に記載すること。]

2. 顔面には、広範囲に使用しないこと

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

3. 長期運用しないこと

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

(3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(4) 患部が広範囲の人。

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

(5) 湿潤やただれのひどい人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ ¹⁾ 、かぶれ ²⁾ 、乾燥感 ²⁾ 、 刺激感 ²⁾ 、熱感 ²⁾ 、ヒリヒリ感 ²⁾
皮 膚 (患部)	みずむし・たむし等の白癬 ³⁾ 、にきび ³⁾ 、化膿症状 ³⁾ 、 持続的な刺激感 ³⁾

[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、

²⁾ は、クロタミトンを含有する製剤に、

³⁾ は、副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

3. 5~6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。
- (3) 外用にのみ使用すること。
- (4) 使用前によく振とうすること。

〔必要な場合に記載すること。〕

- (5) 患部まで〇〇cmの距離で噴霧すること。
〔エアゾール剤の場合に当該製品の至適な距離を記載すること。〕
- (6) 同じ箇所に連續して〇秒以上噴霧しないこと。
〔エアゾール剤の場合に当該製品の至適な時間を3秒を超えない範囲で記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと
 - (1) 水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部。
〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕
 - (2) 目の周囲、粘膜等。
〔エアゾール剤の場合に記載すること。〕
2. 顔面には、広範囲に使用しないこと
〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕
3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕
 - (3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (4) 患部が広範囲の人。
〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕
 - (5) 湿潤やただれのひどい人。

3. 使用が適さないので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔3. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には3'. を記載すること。〕
4. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
5. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
6. 火気に近づけないこと
〔引火性液剤又はエアゾール剤の場合に記載すること。〕

II. 製造販売承認基準の制定されていない21薬効群の使用上の注意

1. 鎮静薬（生葉のみからなる製剤）	133
2. 眠気防止薬（カフェイン主薬製剤）	136
3. 小児五疳薬	138
4. 含そう薬	140
5. 強心薬（六神丸、感應丸）	143
6. 血清高コレステロール改善薬	145
7. 貧血用薬	146
8. アレルギー用薬	148
9. 口腔咽喉薬（トローチ剂）	152
1.0. 歯科口腔用薬（歯肉炎、歯槽膿漏等の効能を有する内服剤）	155
1.1. 歯痛・歯槽膿漏薬（外用液剤、パスタ剤、クリーム剤）	157
1.2. 内服痔疾用薬	159
1.3. 純菌消毒薬	164
Ⅰ. 純菌消毒薬（液剤、軟膏剤、パウダー）	164
Ⅱ. 純菌消毒薬（特殊紺創膏〔液剤〕）	166
Ⅲ. 純菌消毒薬（特殊紺創膏〔貼付剤〕）	168
Ⅳ. 創傷面・口腔内に用いない純菌消毒薬	169
1.4. 化膿性皮膚疾患用薬（液剤、軟膏剤）	171
1.5. 鎮痛消炎薬（塗布剤、貼付剤、エアゾール剤）	173
1.6. しもやけ・あかぎれ用薬（軟膏剤、硬膏剤）	176
1.7. うおのめ・いぼ・たこ用薬（液剤、軟膏剤、硬膏剤）	178
1.8. 婦人薬	180
1.9. ビタミン含有保健薬（A・D含有製剤を除く）	183
2.0. カルシウム主薬製剤	185
2.1. 生葉主薬保健薬（ニンジン主薬製剤）	187

1. 鎮静薬（生薬のみからなる製剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の鎮静薬

2. 長期連用しないこと

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 高齢者。

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

(4) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(5) 次の症状のある人。

むくみ

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

(6) 次の診断を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
偽アルドステロン症 ミオパシー	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

3. 5～6日間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

[5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。]

2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。

[カプセル剤及び錠剤（発泡錠を除く）・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。]

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（温氣の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。

[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 高齢者。

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

(4) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(5) 次の症状のある人。

むくみ

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製

剤に記載すること。】

(6) 次の診断を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1' を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

2. 眠気防止薬（カフェイン主薬製剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 次の人は服用しないこと

(1) 次の症状のある人

胃酸過多

(2) 次の診断を受けた人

心臓病、胃潰瘍

2. 本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと

他の眠気防止薬

3. コーヒーやお茶等のカフェインを含有する飲料と同時に服用しないこと

4. 短期間の服用にとどめ、連用しないこと

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人

[安息香酸ナトリウムカフェイン、カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。]

(3) 授乳中の人の

[安息香酸ナトリウムカフェイン、カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。]

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	食欲不振、吐き気・嘔吐
精神神経系	ふるえ、めまい、不安、不眠、頭痛
循環器	動悸

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) 服用間隔は4時間以上とすること。

[各社の承認の範囲で適宜時間を設定すること。]

(1) 1日2回以上の服用は避けること。

[1日1回の用法及び用量の承認の場合は(1)の代わりに記載のこと。]

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと
 - (1) 次の症状のある人。
胃酸过多
 - (2) 次の診断を受けた人。
心臓病，胃潰瘍
2. 次の人は服用前に医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
〔安息香酸ナトリウムカフェイン，カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。〕
 - (3) 授乳中の人。
〔安息香酸ナトリウムカフェイン，カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。〕
- 2'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'を記載すること。〕
3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

3. 小児五疳薬

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕
 - (2) 次の症状のある人。
はげしい下痢、高熱
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	腹痛

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

3. 5～6回服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔ただし、小児五疳、小児虫氣等の神経過敏症状、食欲不振、胃腸虚弱、虚弱体質等の効能については、効能を明示して「5～6回」を「1ヵ月間」と併記してもよい。〕

〔用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。
小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕
 - (2) 次の症状のある人。
はげしい下痢、高熱

1. 服用が適さないので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

4. 含そう薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は使用しないこと

(1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起したことがある人。

[ポビドンヨード、ヨウ素、ヨウ化カリウム又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

ただし、「クロルヘキシジングルコン酸塩」はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤にのみ記載すること。]

(2) 口の中に傷やひどいいたれのある人。

[クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 薬などによりアレルギー症状を起したことがある人。

[ポビドンヨード、ヨウ素、ヨウ化カリウム又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

(2) 次の症状のある人。

口内のひどいいたれ

[ただし、「してはいけないこと」項の(2)を記載した製剤にあっては記載しない。]

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮膚	発疹・発赤 ¹⁾ ²⁾ , かゆみ ¹⁾ ²⁾
口	あれ ¹⁾ , しみる ¹⁾ , 灼熱感 ¹⁾ , 刺激感
消化器	吐き気 ¹⁾
その他	不快感 ¹⁾

[¹⁾は、ポビドンヨード、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に、

[²⁾は、クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー) ¹⁾	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
アナフィラキシー様症 状 ²⁾	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しき等があらわれる。

- [¹⁾ は、ポビドンヨード又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に、
- [²⁾ は、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。
ただし、1) を記載した製剤については、2) を記載しない。]

3. 5~6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- [用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]
- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
 - (2) うがい用にのみ使用すること。

- [成分及び分量に関連する注意として、成分及び分量の項目に続けて以下を記載すること。]
本剤の使用により、銀を含有する歯科材料（義歯等）が変色することがある。
- [ポビドンヨードを含有する製剤に記載すること。]

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
 - (1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
[ポビドンヨード、ヨウ素、ヨウ化カリウム又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。
ただし、「クロルヘキシジングルコン酸塩」はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤にのみ記載すること。]
 - (2) 口の中に傷やひどいいたれのある人。
[クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]
2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
[ポビドンヨード、ヨウ素、ヨウ化カリウム又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]
 - (2) 次の症状のある人。
口内のひどいいたれ
[ただし、1. の(2)を記載した製剤にあっては記載しない。]

- 2'. 使用が適さないので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'を記載すること。〕
3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

5. 強心薬（六神丸、感應丸）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと

他の強心薬

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	吐き気・嘔吐

[センソを含有する製剤に記載すること。]

3. 5～6日間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[ただし、センソを含有しない製剤の小児五疳、消化不良、胃腸虚弱等の効能については、効能を明示して「5～6日間」を「1ヵ月間」と併記してもよい。]

[用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) かまざに服用すること。

[センソを含有する製剤に記載すること。ただし、散剤、液剤は除く。]

(2) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）

[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'。を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

6. 血清高コレステロール改善薬

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気、胃部不快感、胸やけ
3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢
4. しばらく服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
[() 内は必要とする場合に記載すること。]
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
[1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'。を記載すること。]
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
[() 内は必要とする場合に記載すること。]

7. 貧血用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと

他の貧血用薬

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
- (3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振、胃部不快感、腹痛

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

便秘、下痢

4. 2週間位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 服用の前後30分はお茶・コーヒー等を飲まないこと。

〔鉄又は鉄化合物を含有する製剤に記載すること。〕

(2) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(3) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤・丸剤の場合に記載すること。〕

2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。

【カプセル剤及び錠剤・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'。を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

8. アレルギー用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)

1. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

他のアレルギー用薬、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、乗物酔い薬等）

2. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

（眠気等があらわれることがある。）

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

4. 長期連用しないこと

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人。

（2）妊婦又は妊娠していると思われる人。

（3）授乳中の人は

〔メチルエフェドリン塩類又はトリプロリジン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

〔ただし、「してはいけないこと」の3. を記載した製剤にあっては記載しない。〕

（4）高齢者。

〔メチルエフェドリン塩類を含有する製剤に記載すること。また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

（5）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

（6）次の症状のある人。

むくみ¹⁾、排尿困難²⁾

[¹⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

[²⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

（7）次の診断を受けた人。

心臓病¹⁾²⁾、高血圧¹⁾²⁾、糖尿病¹⁾、甲状腺機能障害¹⁾、腎臓病²⁾、緑内障³⁾

[¹⁾ は、交感神経興奮剤を含有する製剤に、

- 2) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、
 3) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振
泌尿器	排尿困難 ¹⁾

〔¹⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
偽アルドステロン症、 ミオパチー ¹⁾	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
再生不良性貧血 ²⁾	青あざ、鼻血、歯ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白く見える、疲労感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくらつとする、血尿等があらわれる。
無顆粒球症 ²⁾	突然の高熱、さむけ、のどの痛み等があらわれる。

- 〔¹⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、
 2) は、dl- (d-) クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に記載すること。】
3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 口のかわき、眠気¹⁾
 〔¹⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】
4. 5～6日間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用されること。
 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]
 (2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]
 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

- 〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕
- 2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。
- 〔カプセル剤及び錠剤（発泡錠を除く）・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になつたり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
2. 授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること
〔ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
3. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 授乳中の人は
〔メチルエフェドリン塩類又はトリプロリジン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。
ただし、「してはいけないこと」の2. を記載した製剤にあっては記載しない。〕
 - (4) 高齢者。
〔メチルエフェドリン塩類を含有する製剤に記載すること。また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕
 - (5) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (6) 次の症状のある人。
むくみ¹⁾、排尿困難²⁾

¹⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

²⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

- (7) 次の診断を受けた人。

心臓病¹⁾ ²⁾、高血圧¹⁾ ²⁾、糖尿病¹⁾、甲状腺機能障害¹⁾、腎臓病²⁾、緑内障³⁾。

¹⁾は、交感神経興奮剤を含有する製剤に、

²⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

上又は甘草として 1 g 以上 (エキス剤については原生薬に換算して 1 g 以上) 含有する製剤に、

- 3) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]
- 3'. 服用が適さないので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔3. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には 3' を記載すること。〕
- 4. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
- 5. 直射日光の当たらない (湿気の少ない) 涼しい所に (密栓して) 保管すること
〔() 内は必要とする場合に記載すること。〕

9. 口腔咽喉薬（トローチ剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 本剤を使用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、乘物酔い薬、アレルギー用薬、他の口腔咽喉薬（トローチ剤）等）
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 使用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

(眼気等があらわれることがある。)

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中の方は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること

〔ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

(3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(4) 次の症状のある人。

排尿困難。

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

(5) 次の診断を受けた人。

緑内障。

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐 ¹⁾ 、食欲不振 ¹⁾

泌尿器 排尿困難²⁾

- [¹⁾ は、リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に、
²⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー) ¹⁾	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
皮膚粘膜眼症候群(ステンス・ジョンソン症候群)、中毒性表皮壊死融解症 ¹⁾	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、のどの痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤等が持続したり、急激に悪化する。
再生不良性貧血 ²⁾	青あざ、鼻血、歯ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白くみえる、疲労感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくらつとする、血尿等があらわれる。
無顆粒球症 ²⁾	突然の高熱、さむけ、のどの痛み等があらわれる。

- [¹⁾ は、リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に、
²⁾ は、dl-(d-)クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

3. 使用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

口のかわき、眠気

- [抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

4. 5~6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

[用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

- (2) かみ砕いたり、のみ込んだりしないこと。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。

[()内は必要とする場合に記載すること。]

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。

- (3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わる。).

[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

[リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。]

2. 使用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

[抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

3. 授乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること

[ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。]

4. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

[抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

(3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(4) 次の症状のある人。

排尿困難

[抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

(5) 次の診断を受けた人。

緑内障

[抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

4'. 使用が適さないので、使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[4. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には4'を記載すること。]

5. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと

6. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

10. 歯科口腔用薬（歯肉炎、歯槽膿漏等の効能を有する内服剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は服用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

[リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。]

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。

(2) 乳児（乳児において、本剤に含まれるリゾチーム塩酸塩を初めて服用した時に、ショック（アナフィラキシー）があらわれたとの報告がある。）。

[リゾチーム塩酸塩を含有する3歳未満の用法がある場合に記載すること。]

(3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐 ¹⁾ 、食欲不振 ¹⁾

[¹⁾は、リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	服用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
皮膚粘膜眼症候群（ステンソス・ジョンソン症候群）、中毒性表皮壊死融解症	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、のどの痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤等が持続したり、急激に悪化する。

[リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。]

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記

載すること。】

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕
- 2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。
〔カプセル剤及び錠剤（発泡錠を除く）・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと
本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
2. 次の人は服用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。
 - (2) 乳児。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する3歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
 - (3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 2'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2' を記載すること。〕
3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

11. 歯痛・歯槽膿漏薬（外用液剤、パスタ剤、クリーム剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は使用しないこと

(1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

[クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

(2) 口の中に傷やひどいいたれのある人。

[クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。

[クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

3. 5～6回使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[パスタ剤又はクリーム剤で歯槽膿漏の場合は、「5～6回」を「しばらく」と改めてよい。]

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用せること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

(2) 歯科用にのみ使用すること。

[外用液剤、パスタ剤又はクリーム剤の場合に記載すること。]

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
[() 内は必要とする場合に記載すること。]
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
 - (1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
 - (2) 口の中に傷やひどいいたれのある人。
〔クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
2. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師又は歯科医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 2'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'、を記載すること。〕
3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
[() 内は必要とする場合に記載すること。]
5. 火気に近づけないこと
〔引火性液剤の場合に記載すること。〕

12. 内服痔疾用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)

1. 次の人は服用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、乘物酔い薬、アレルギー用薬、他の内服痔疾用薬等）
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

（眠気等があらわれることがある。）

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中のは本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔センノシド、センナ、ダイオウ、ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

5. 長期連用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、漢方生薬製剤以外の製剤に記載すること。〕

5'. 短期間の服用にとどめ、連用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、短期服用に限られる漢方生薬製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人。

（2）妊婦又は妊娠していると思われる人。

（3）乳児（乳児において、本剤に含まれるリゾチーム塩酸塩を初めて服用した時に、ショック（アナフィラキシー）があらわれたとの報告がある。）
〔リゾチーム塩酸塩を含有する3歳未満の用法がある場合に記載すること。〕

（4）高齢者。

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。]

(5) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(6) 次の症状のある人。

下痢¹⁾、むくみ²⁾、血液凝固異常（出血傾向）³⁾、排尿困難⁴⁾

[¹⁾は、緩下作用のある成分を含有する製剤に、

[²⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

[³⁾は、プロメラインを含有する製剤に、

[⁴⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

(7) 次の診断を受けた人。

高血圧¹⁾、心臓病¹⁾、腎臓病¹⁾、肝臓病²⁾、緑内障³⁾

[¹⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

[²⁾は、プロメラインを含有する製剤に、

[³⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	食欲不振、吐き気・嘔吐、口内炎様の症状 ¹⁾ 、腹部膨満感 ¹⁾ 、腹痛 ²⁾
泌尿器	排尿困難 ³⁾

[¹⁾は、動物静脈血管叢壁エキスを含有する製剤に、

[²⁾は、ダイオウを含有する製剤に、

[³⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー) ¹⁾	服用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
皮膚粘膜眼症候群（ステイバシス・ジョンソン症候群）、中毒性表皮壊死融解症 ¹⁾	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、のどの痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤等が持続したり、急激に悪化する。
偽アルドステロン症、 ミオパチー ²⁾	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
再生不良性貧血 ³⁾	青あざ、鼻血、歯ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白くみえる、疲労感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくら

	つとする、血尿等があらわれる。
無顆粒球症 ³⁾	突然の高熱、さむけ、のどの痛み等があらわれる。

- [¹⁾ は、リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に、
²⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤に、
³⁾ は、dl-(d-)クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に記載すること。]

3. 服用後、次の症状があらわされることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 軟便¹⁾、下痢、口のかわき²⁾、眠気²⁾
 [¹⁾ は、動物静脈血管叢壁エキスを含有する製剤に、
²⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

4. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 [グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤で、漢方生薬以外の製剤は、「1ヵ月位」を「5~6日間」と記載すること。]

5. 長期連用する場合には、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 [グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤で、短期服用に限られる漢方生薬製剤以外の漢方生薬製剤に記載すること。]

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]
 (2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。ただし、舌下錠の場合は除く。]
 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤(発泡錠を除く)・丸剤の場合に記載すること。]
 2) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。
 [カプセル剤及び錠剤(発泡錠を除く)・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。]
 (3) かみ碎いたり、のみ込んだりしないこと。
 (効果が低減する。)
 [舌下錠の場合に記載すること。]

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 授乳中の中人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔センノシド、センナ、ダイオウ、ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

4. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 乳児。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する3歳未満の用法がある場合に記載すること。〕

(4) 高齢者。

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(5) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(6) 次の症状のある人。

下痢¹⁾、むくみ²⁾、血液凝固異常（出血傾向）³⁾、排尿困難⁴⁾

〔¹⁾は、緩下作用のある成分を含有する製剤に、

〔²⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

〔³⁾は、プロメライൻを含有する製剤に、

〔⁴⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

(7) 次の診断を受けた人。

高血圧¹⁾、心臓病¹⁾、腎臓病¹⁾、肝臓病²⁾、緑内障³⁾

〔¹⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

2) は、プロメラインを含有する製剤に、

3) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

4. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔4. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には4'. を記載すること。〕

5. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

6. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

13. 殺菌消毒薬

I. 殺菌消毒薬（液剤、軟膏剤、パウダー）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

[ポビドンヨード、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。]

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (3) 患部が広範囲の人。
- (4) 深い傷やひどいやけどの人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ ¹⁾

[¹⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー) ¹⁾	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
アナフィラキシー様症 状 ²⁾	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ等があらわれる。

[¹⁾は、ポビドンヨードを含有する製剤に、

²⁾は、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。

ただし、1)を記載した製剤については、2)を記載しない。]

3. 5~6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[治療を目的としない手指消毒剤については記載しなくてもよい。]

[用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用されること。

- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。
なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。
- (3) 外用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔ポビドンヨード、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。〕
2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (3) 患部が広範囲の人。
 - (4) 深い傷やひどいやけどの人。
- 2'. 使用が適さないので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'。を記載すること。〕
3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
5. 火気に近づけないこと
〔引火性液剤の場合に記載すること。〕

II. 殺菌消毒薬（特殊絆創膏〔液剤〕）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の部位には使用しないこと

ただれ、化膿している患部。

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ ¹⁾

[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

【用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗い、直ちに眼科医の診療を受けること。
- (2) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (3) 外用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。

[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。]

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと

ただれ、化膿している患部。

2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'を記載すること。]

3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
5. 火気に近づけないこと
〔引火性液剤の場合に記載すること。〕

III. 殺菌消毒薬（特殊絆創膏〔貼付剤〕）

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
　薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ ¹⁾

〔¹⁾は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

〔用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) 患部を清潔にし、ガーゼ部分を汚さないように注意して使用すること。
- (3) 粘着面を患部に貼らないこと。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
　薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 1'. 使用が適さないので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
　〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1' を記載すること。〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
　〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

IV. 創傷面・口腔内に用いない殺菌消毒薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

[ポビドンヨードを含有する製剤に記載すること。]

2. 次の部位には使用しないこと

(1) 損傷のある皮膚。

(2) 目の周囲、粘膜等。

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。

[ポビドンヨードを含有する製剤に記載すること。]

【用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用されること。
- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。
なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。
- (3) 外用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔() 内は必要とする場合に記載すること。〕

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと (誤用の原因になったり品質が変わる。)
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔ポビドンヨードを含有する製剤に記載すること。〕
2. 次の部位には使用しないこと
 - (1) 損傷のある皮膚。
 - (2) 目の周囲、粘膜等。
3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 3'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔3. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には3'。を記載すること。〕
4. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
5. 直射日光の当たらない (湿気の少ない) 涼しい所に (密栓して) 保管すること
〔() 内は必要とする場合に記載すること。〕
6. 火気に近づけないこと
〔引火性液剤の場合に記載すること。〕